

集団的個別指導の仕組みと 個別指導の選定内訳の推移

2013年度指導計画 の開示資料から

表1 2013年度 集団的個別指導の対象件数算出表

	2013年度	2012年度
対象保険医療機関数①	5,398	5,367
都道府県平均【端数切捨】②	1,433	1,430
基準値×1.2倍【端数切捨】③	1,720	1,716
基準値以上件数④	1,633	1,645
取扱件数の過少(10件未満)⑤	37	29
基準点以上の対象件数⑥=④-⑤	1,596	1,616
除外分		
2011、2012年度集個実施済⑦	731	700
2011、2012年度個別実施済⑧	163	164
除外件数合計⑨=⑦+⑧	894	864
対象候補件数⑩=⑥-⑨	702	752
8%件数(⑩×0.08)【四捨五入】	432	432

図1 集団的個別指導と個別指導のチャート図

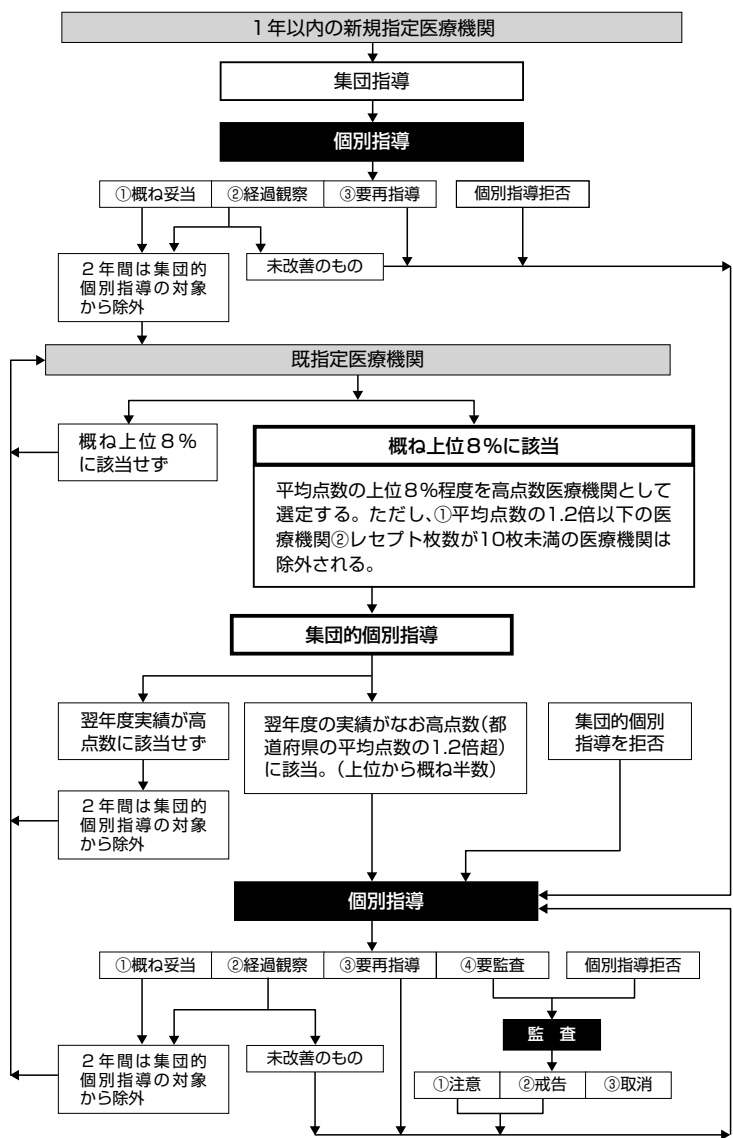


図2 個別指導の選定基準(新規指定の個別指導を除く)

- 1 支払基金・国保連合会・保険者・患者等からの情報があり、地方厚生局が必要と認めたもの
- 2 個別指導結果で「再指導」または「経過観察」であって、未改善のもの
- 3 監査結果で「戒告」または「注意」のもの
- 4 (医療法上の) 医療監視で「問題」があったもの
- 5 検査または警察からの情報が必要と認められたもの
- 6 他の医療機関の指導・監査に関連して必要と認められたもの
- 7 会計検査院の実施結果により必要と認められたもの
- 8 集団的個別指導の指導対象レセプトの大部分が適正を欠くもの
- 9 正当な理由なく、「集団的個別指導」を拒否したもの
- 10 一件当たりの点数の高い医療機関(集団的個別指導からの移行分)

優先的に実施されている

集団的個別指導の仕組み

今年度の集団的個別指導の選定過程や、過去3年分の開示請求で入手した資料から、個別指導の実施内訳や傾向を紹介する。(社保研究部)

集団的個別指導の今年度の対象医療機関数は、昨年度と同じ432件だった。9月26日に実施される。

集団的個別指導は前年のレセプト1件あたりの平均点数が府下の平均の1.2倍を超え、かつ上位8%の医療機関が対象になる。

対象機関は表1のように抽出される。まず、府の平均点数の1.2倍を超える医療機関を抽出する1633件(前年度1645件)。対象レセプトは社保、国保、後期高齢者分だが、何月分かは公表されていない。

個別指導の中の優先順位

個別指導の選定基準は図1で示された項目だけでなく、図2のとおり10項目が1998年に定められている。このうち、指導する側のマンパワーなどの諸事情に応じて、後回しにする順番が定められている。つまり、高点数によって集団的個別指導から移行した高点数医療機関は最後に実施すべき項目に位置づいている。

集団的個別指導は前年度、前々年度に新規個別指導を受けた医療機関が除外される。①前年度、前々年度に集団的個別指導を受けた医療機関731件(同700件)②前年度、前々年度に新規個別指導を受けた医療機関が除外される。③レセプト枚数が月あたり10件未満の医療機関37件(同29件)。つまり、全体の17%弱にあたる894件(同864件)が除外されることになる。

その結果、702件の対象候補件数(1×0.08)【四捨五入】432

今年度の集団的個別指導の選定過程や、過去3年分の開示請求で入手した資料から、個別指導の実施内訳や傾向を紹介する。(社保研究部)

集団的個別指導と個別指導のサイクル

図1は、新規指定の医療機関が新規個別指導を受けた後、集団的個別指導を経て個別指導に至るまでの流れや、個別指導の対象に選定される。

集団的個別指導を受けた翌年の実績がなお高点数に該当した場合は、全医療機関数の4%を限度に上位者から個別指導の対象に選定される。

集団的個別指導を受けた翌年の実績がなお高点数に該当した場合は、全医療機関数の4%を限度に上位者から個別指導の対象に選定される。

集団的個別指導を受けた翌年の実績がなお高点数に該当した場合は、全医療機関数の4%を限度に上位者から個別指導の対象に選定される。

表2 個別指導、集団的個別指導の計画概要

	2010年度		2011年度		2012年度		2013年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
新規指定医療機関	160	134	160	168	180	146	180
(1)前年9月1日～今年8月31日までに指定を受けた保険医療機関	160		142		180		180
(2)前年度の未実施となった保険医療機関	0		18		0		0
個別指導	215	47	220	42	224	52	217
(1)情報提供があった医療機関							
①今年度新たに選定される保険医療機関	9		9		7		
②前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	51		3		0		
合計(①+②)	60		12		7		
(2)再指導							
①要再指導の保険医療機関							
・今年度新たに選定される保険医療機関	7		16		12		
・前年度以前に選定され未実施の保険医療機関	9		2		0		
②監査の結果、「戒告」等を受けた保険医療機関	0		0		0		
合計(①+②)	16		18		12		
(3)高点数保険医療機関							
前々年度に集団的個別指導を受け、前年度も高点数となった医療機関	139		185		196		
(4)指導を再開する保険医療機関	-		5		9		1
集団的個別指導	430	427	429	424	432	424	432

明細は今年度から非公開

(1)～(3)で216件

1